

**令和7年度 掛川市公共下水道事業
長谷地区管渠築造に伴う舗装工事 特記仕様書**

1. 本仕様書は、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）に定めるもののほか、本工事の施工に関し必要な事項を定めるものとする。
2. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（以下、「法」という。）第9条第1項の「対象建設工事」である。
3. 本工事は「掛川市週休2日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）」に基づく週休2日推進工事である。
4. 落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。（法第13条及び同省令第4条）
 - ① 分別解体等の方法
 - ② 解体工事に要する費用
 - ③ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - ④ 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用
5. 前項の書面提出前に、法第12条第1項の規定による説明を入札終了後、所定の説明様式により担当者に説明し了承を得るものとする。
6. 請負業者は、監督員から提示された設計図面・設計計算書・数量計算書を精査し、疑義が生じた場合は直ちに監督員に連絡し協議するものとする。精査業務を行わず施工された構造物に欠陥が発見された場合、請負業者はその修復に対する責を負うものとする。
7. 工事区域における既存の測量杭及び地区境界杭等は、工事着手前にすべて確認しておかなければならぬ。また、損失している場合には、監督員の示す資料に基づき、現地に復旧しておかなければならぬ。ただし、施工上支障になる場合は、監督員と打ち合わせの上、逃げ杭・座標等により施工後に境界復元が可能なよう対処すること。
8. 発注者側で用意している工事用地以外は請負者において確保すること。確保した用地は、工事終了後の際は原形に復旧することを原則とする。
なお、工事用地等の使用に先立ち用地の境界を監督員と立会いのうえ確認すると共に工事用地等及びこれに隣接する土地との間に問題が生じないよう十分留意のうえ使用するものとする。
9. 工事用道路は、一般的の通行に支障をきたさないよう、請負業者が維持管理をしなければならない。また、通行規制等を行う場合は関係機関と十分な協議を行い、周辺の住民生活に支障をきたさないようにすること。
10. 工事でアスファルト殻及びコンクリート殻が発生した場合は、監督員との協議のうえ指定した処分先に運搬処理すること。なお、処理場が発行する帳票等の写しを完成書類として提出し、その処理量について監督員に確認を得るものとする。ただし、上記以外の処理場に搬出したい場合は、監督員の承諾を得ること。
11. 建設発生土については、盛土等への流用の可否を確認したうえ、受け入れ先との調整を行い適切な処理を行うこと。
12. 工事の進捗率が50%程度まで進んだときに中間検査を要請すること。
13. その他疑義が生じた場合は、事前に監督員と協議のうえ、速やかに処理すること。

掛川市週休 2 日推進工事（土木工事等）特記仕様書（発注者指定型）

第1条 目的

本特記仕様書は、週休 2 日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定義

本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休 2 日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上とする。

(5) 完全週休 2 日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受発注者間の事前協議により、予めこれに変わる定休日を設定してもよいものとする。

(6) 月単位の週休 2 日

対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

(7) 通期の週休 2 日

対象期間の現場閉所率が28.5%以上の状態をいう。

第3条 実施方法

週休 2 日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。なお、発注者指定型において受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、規定の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4条 費用の計上

別に定める「週休 2 日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

工事関係書類電子化に関する特記仕様書（土木・水道工事）

本工事は、受注者が希望する場合に、受発注者協議（別紙『情報共有・電子納品 事前協議チェックシート』）により、工事関係書類電子化を実施することができる。

（定義及び目的）

1 工事書類電子化とは、情報共有や電子納品により発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換等することをいい、これにより業務効率化を実現することを目的とする。

（利用システム）

2 情報共有については、国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすASP方式の情報共有システムを利用するものとし、事前に受発注者間で協議し決定するものとする。

（積算の取り扱い）

3 情報共有システムの利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。

（運用）

4 情報共有システムの利用及び電子納品に係る適用基準は、静岡県情報共有・電子納品運用ガイドラインに準じて実施するものとするが、これによりがたい場合は監督員と協議して別途運用するものとする。ただし、納品については電子媒体によるものとする。

（工事成績）

5 工事関係書類電子化を実施した場合は、「創意工夫」項目で1点加点する。

特定建設資材の分別解体等・再資源化等に関する条件

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

① 解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト	中遠アスコン(株)	掛川市高御所字曾我山 1549-1
建設汚泥	(株)リサイクルクリーン磐田工場	磐田市大久保字安井谷 729-1

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

③ 受入時間

中遠アスコン(株)
(株)リサイクルクリーン磐田工場

処分場： 8時00分～17時00分

処分場： 8時00分～17時00分

2. 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。